

# 学会誌投稿助成事業に関する運用内規

制 定：2015年11月23日  
最近改正：2025年12月20日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の研究推進事業に関する規程に基づき、この運用内規を定める。

第2条 本会は、学会誌投稿助成事業の助成対象者を、本会学会誌等で公募する。

第3条 学会誌投稿助成事業への応募資格を有するものは、大学や研究所などの教育・研究機関に常勤として所属せず、心理臨床の実践に携わり、本会大会で発表した本会正会員及び名誉会員の個人並びに正会員及び名誉会員のグループとする。

第4条 学会誌投稿助成事業に関する助成金額は5万円を限度とする。

第5条 研究助成審査委員会（以下「委員会」という。）は、助成対象者候補及び研究課題等について審査を行い、応募締切後3ヶ月程度で内定し、理事長に報告する。

2 審査は、申請書類に基づき行う。

3 委員会による審査は5名以上の委員の協議により行う。

4 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第6条 理事長は、前条の委員会からの報告を業務執行理事会に諮問し、その承認を得て、助成対象者等を決定する。

第7条 前条で決定した助成対象者（以下「助成対象者」という）は学会誌等で公表する。

2 助成対象者は、助成決定通知を受けた後2年以内に本会学会誌に投稿する義務がある。ただし、その投稿論文の採択は要件としない。

3 助成対象者は、投稿論文に本助成を受けた研究であることを明記する。

4 助成対象者は少なくとも助成を受けた後5年間は本会会員でなければならない。

第8条 助成対象者による投稿が、何らかの事情で困難になった場合は、助成対象者は、速やかにその旨を研究推進事業委員会に届け出なければならない。この場合、本会は研究助成期間の延長や中止、助成金の返還請求を行うなどの措置をとることがある。

第9条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は2015年11月23日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2019年3月21日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2025年12月20日より発効する。